（埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置の特例）

第四条　廃棄物処理規則第一条の七の五及び第七条の九第一項の規定の適用については、当分の間、廃棄物処理規則第一条の七の五中「一般廃棄物」とあるのは「一般廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第二十三条第一項に規定する特定一般廃棄物に該当するものを除く。）」と、廃棄物処理規則第七条の九第一項中「産業廃棄物のみ」とあるのは「産業廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物（事故由来放射性物質（放射性物質汚染対処特措法第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。）のみ」とする。

（委託契約に含まれるべき事項の特例）

第五条　廃棄物処理規則第八条の四の二の規定の適用については、当分の間、同条第六号ホ中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）」とする。

（産業廃棄物管理票等に関する規定の特例）

第六条　廃棄物処理規則第八条の二十一第一項、第八条の三十一の二、第八条の三十二及び第八条の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）」とする。

別表第一（第二十五条関係）

一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの	○・一ng／㎥
一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの	一ng／㎥
一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの	五ng／㎥

別表第二（第二十五条、第二十六条及び第三十三条関係）

第一欄	第二欄	第三欄
事故由来放射性物質の種類	事業場の周辺の大気中の濃度限度	事業場及び最終処分場の周辺の公共の水域の水中の濃度限度
セシウム一三四	二十ベクレル毎立方メートル	六十ベクレル毎リットル
セシウム一三七	三十ベクレル毎立方メートル	九十ベクレル毎リットル

別表第三（第二十六条関係）

アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	一リットルにつき○・○○五ミリグラム以下
カドミウム	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
鉛	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
六価クロム	一リットルにつき○・○五ミリグラム以下
砒素	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	一リットルにつき○・○三ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
ジクロロメタン	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
四塩化炭素	一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき○・○○四ミリグラム以下
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき○・○二ミリグラム以下
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき○・○四ミリグラム以下
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき○・○○二ミリグラム以下
チウラム	一リットルにつき○・○○六ミリグラム以下
シマジン	一リットルにつき○・○○三ミリグラム以下
チオベンカルブ	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
ベンゼン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下
セレン	一リットルにつき○・○一ミリグラム以下

備考

「検出されないこと。」とは、第二十六条第一項第三号イ(1)並びに同条第四項第二号イ(1)及びハの環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第四（第二十六条関係）

アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀○・○○五ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム○・一ミリグラム以下
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛○・一ミリグラム以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る。）	一リットルにつき一ミリグラム以下